

BNIDreamsオンラインチャプター内部規約

第1条(目的)

BNIDreams オンラインチャプターの定例会及びチャプターの運営を円滑に進めるため、内部規約を定める

第2条(名称)

当チャプターの名称を以下のとおりとする。

Dreams オンラインチャプター

第3条(事務局所在地)

チャプターの事務局を以下に置く。

〒444-0823

愛知県岡崎市上地四丁目16番地12

(書記兼会計 野口 知己)

第4条(会員の入会資格・更新及び除名について)

①入会資格について、事業が本業であることに加え、BNI 一般規定第1条に基づき、各専門分野につき、1名のみが入会することができる。入会に際しては、既存メンバーとの面談後、チャプターメンバーの承認を経て、入会できるものとする。

②メンバーは一般規定第5条、第12条、第13条及び第17条に規定する除名及び資格はく奪に関する規定に違反した場合、その他、類する規定に違反した場合、メンバー資格をはく奪される場合がある。

③メンバーは更新期日から6ヶ月以内に、以下のいずれかのトレーニングを1回以上受講することを更新条件とする。

キースキルズワークショップ(1to1・メインプレゼンテーション・ウィークリープレゼンテーション・リファーマル)4種類

スキルトレーニング(ネットワークングスキル・チャプターディベロップメント)2種類

合計6種類

第5条(途中退会について)

BNI 一般規定第4条に従い、支払い済の BNI の会費について、退会時払戻しは行われない。ただし、規則を遵守しているメンバーからの申し出のあった場合に限り、満了していないメンバーシップ期間分の証明書を発行する。

第6条(役員)

この会に以下の役員を置く。

代表(プレジデント) 1名

副代表(ヴァイスプレジデント) 1名

書記兼会計 1名

第7条(役員を選出及び任期)

第5条で規定する役員任期は、毎年2月と8月に指名委員会によって、選出し、選出された役員はチャプターメンバー全員の承認を得たのち、他の役職のメンバーを選出する。役員任期は4月から9月及び10月から翌3月とし、役員は再選される場合もありうるものとする。

第8条(プレジデントの役割)

プレジデントはチャプターを代表し、毎週のビジネスミーティングの議長を務め、毎回の議事を円滑に進める。ヴァイスプレジデントは、プレジデントがやむを得ない理由により、ビジネスミーティングを欠席する場合、議長を代行するものとする。

第8条(チャプターの運営)

毎週のビジネスミーティングの実施、及びメンバー間での個別ミーティングの実施により、チャプターメンバーのビジネス発展に寄与するものとする。

第9条(チャプターミーティングについて) メンバーに確認

09:30~09:45の入室は遅刻、09:45以降の入室は欠席

11:30以前の退室は欠席、11:30~12:00の退席は早退

10分を超える中抜けは欠席とする。

3回以上画面から消えた場合は欠席とする(消えている時間に関係なく)

第10条(ミーティングのルール) メンバーに確認

9:30 集合、出席確認

9:45 ビジター・ゲスト入室

10:00 ミーティング開始

11:30 ミーティング終了、ブレイクアウトルームでビジターオリエンテーションとエバリュエーションを同時に行う

12:00 終了予定

なお開始時間、終了時間については、変更の可能性がある

(このほか、3役定例ミーティング、メンバーシップ委員会 MTG、ビジターホスト MTG 等各種役員 MTG、月初定例 MTG 終了後チャプターサクセス MTG を実施)

第11条(欠席・遅刻・早退の連絡について)

欠席・遅刻・早退(代理出席を含む)の連絡は、原則としてミーティング前日(月曜)の午後7時までにバイスプレジデントとプレジデント、メンバーシップ委員会の担当者に電話で連絡する。

第12条(代理出席制度について)

同一人物は直近6か月に3回まで代理人を務めることができる。

第13条(医療欠席の取り扱いについて)

医療欠席申請の BNI 規定書面はないため、本人(または家族)からメンバーシップ委員会への任意の書面にて申請すること。(申請者の承諾が得られれば診断書の提出が望ましい)

医療欠席はカテゴリ解放にはならない。(メンバーシップ期間継続=会費の消化)

全8週(メンバーは退会するまでに8週を超える医療欠席は認められない)の消化は、継続してでも、数回にわたって消化しても良い。

第14条(ビジター招待について)

自身がメインプレゼンテーションを行うビジネスミーティングには、ビジターを1人以上招待することを推奨する。

第15条(チャプター運営費)

チャプター運営費は年間6,000円とし、毎年10月に一括徴収するものとする。なお途中入会のメンバーについて、月割りで徴収するものとする。チャプター運営費は、メンバー間の慶弔費及び事務運営費、その他チャプター運営にかかる費用に充てるものとする。**また、運営費の返金は一切しないものとする。**

第16条(慶弔規定について)

原則、メンバー加入期間を3ヶ月以上の者を対象とし、メンバーシップ委員会の判断によりチャプター会費より慶弔金を支給することとする。また慶弔金の種類及び金額並びに範囲は、次の通りとする。但し、LT 全員の承認がある場合は、加入期間を含め、この限りではない。

- | | | |
|---------------|-------------------------------------|---------|
| (1) 結婚祝金・・・対象 | 本人 | 10,000円 |
| (2) 出産祝金・・・対象 | 本人及び配偶者 | 5,000円 |
| (3) 弔慰金 | ・・・対象 | |
| | 1親等(以下の通り) | 10,000円 |
| | 2親等(以下の通り) | 5,000円 |
| | 1親等範囲・・・本人の父母、配偶者の父母、本人、配偶者、子 | |
| | 2親等範囲・・・本人の祖父母、本人の兄弟姉妹、本人の孫、配偶者の祖父母 | |

第17条(リファーラルの最低金額について)

リファーラルにおいて、コネクトに入力し且つ定例会にて発表・提出が認められるリファーラルの最低金額は、1回1,000円以上の売り上げをメンバーにもたらす場合とする。

第18条(多数決の原則)

プレジデント及びその他の役員の選出については、指名委員会にて、選出した役員を年2回実施の総会内で承認の場を設け、メンバーの過半数の承認を得るものとする。

第19条(総会の運営方法について)

総会は年に2回開催するものとする。開催は4月の第1火曜日及び10月の第1火曜日の10時から実施するものとする。総会では、チャプター役員承認及び書記兼会計から半年分のチャプター運営費の報告及び承認を得るものとする。

第20条(財産の管理方法について)

チャプターの会計については、毎月、書記兼会計より、リージョンの担当ディレクターに報告され、収支会計報告書を作成するものとする。

第21条(規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 本チャプターの第6期役員は次の会員とする。

プレジデント 遠島 正久

ヴァイスプレジデント 高津 昌弘

書記兼会計 小川 和俊

2. この規約は令和3年4月20日から適用する。

3. 令和3年10月1日改定

4. 令和4年4月1日改定

5. 令和4年11月1日改定

6. **令和5年11月6日改定**